

産業廃棄物処分業許可証

住 所 海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社
代表取締役 森 英貴 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許 可 の 年 月 日 令和 6 (2024) 年 2 月 1 4 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 1 0 (2028) 年 9 月 1 2 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、破砕)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、繊維くず

以上 4 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 破砕

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラス
くず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
を除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除
く。)

以上 6 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

弥富市荷之上町八平裏 3 3 3 番 1



イ 設置年月日

平成24年4月20日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿

含有産業廃棄物を除く。）

192t/日（24t/時間）

紙くず

232t/日（29t/時間）

木くず

240t/日（30t/時間）

繊維くず

200t/日（25t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 破砕施設

ア 設置場所

弥富市荷之上町八平裏334番1

イ 設置年月日

平成18年3月20日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び

石綿含有産業廃棄物を除く。）

4.568t/日（0.571t/時間）

紙くず

3.424t/日（0.428t/時間）

木くず

4.112t/日（0.514t/時間）

繊維くず

2.736t/日（0.342t/時間）

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

10.08t/日（1.26t/時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物

の新築、改築又は除去に伴って生じたもの

を除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕

物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

10.96t/日（1.37t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 9月13日 新規許可

平成22年 3月16日 更新許可

許可番号第 02320055145 号

平成 29 年 5 月 12 日 更新許可 (優良認定)

令和 6 年 2 月 14 日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・

